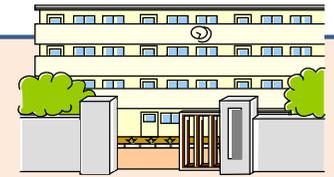


# コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

平成29年4月1日開始

上三川町立上三川小学校



コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みの事です。

## 学校運営協議会の主な役割



- ★「校長の作成する学校運営の基本方針を承認する」
- ★「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べる」  
・「教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられる」【将来的課題】

## 法的位置づけ・根拠



【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】H16 制定

★教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校を指定できる。

## 地域とともにある学校づくり

- 「学校運営の改善」と「教育支援活動等の充実」の双方向・協働型の取組の推進
- 学校・家庭・地域の組織的・継続的な連携・協働体制の確立
- 教育支援活動等を通じた、日々の教育活動や子供への理解の深まり、課題解決の実践
- 子供の教育に関する課題や目標等の共有による当事者意識の高まり
- 学校・家庭・地域において、共通したビジョンをもった取組の展開



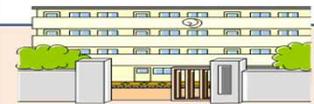
学校運営協議会委員の具体的な任免の手続きや任期は、教育委員会規則で定め、教育委員会が任命します。

委員は、校長が作成する基本方針の承認等の一定の権限を持つことから、特別職非常勤の地方公務員として任命されます。また、学校運営協議会委員は、守秘義務等についても教育委員会規則で定められます。

# コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

平成29年4月1日開始

上三川町立上三川小学校



コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのことで、

## 学校運営協議会の主な役割



- ★「校長の作成する学校運営の基本方針を承認する」
- ★「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べる」
- 「教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられる」【将来的課題】

## 法的位置づけ・根拠



【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】H16制定

★教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校を指定できる。

## 地域とともにある学校づくり

- 「学校運営の改善」と「教育支援活動等の充実」の双方向・協働型の取組の推進
- 学校・家庭・地域の組織的・継続的な連携・協働体制の確立
- 教育支援活動等を通じた、日々の教育活動や子供への理解の深まり、課題解決の実践
- 子供の教育に関する課題や目標等の共有による当事者意識の高まり
- 学校・家庭・地域において、共通したビジョンをもった取組の展開



学校運営協議会委員の具体的な任免の手続きや任期は、教育委員会規則で定め、教育委員会が任命します。

委員は、校長が作成する基本方針の承認等の一定の権限を持つことから、特別職非常勤の地方公務員として任命されます。また、学校運営協議会委員は、守秘義務等についても教育委員会規則で定められます。

## 地域の教育力

積極的に地域の方々や保護者の教育力を、子どもたち一人一人に提供する

